

秋田県告示第303号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定するので、同法第7条第4項及び第9条第4項の規定に基づき、公示する。

令和4年7月12日

秋田県知事 佐竹 敬久

区 域 名	区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
築法師1号	秋田県能代市朴瀬字築法師（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
上中沢	秋田県能代市中沢字上中沢及び中沢（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	
釜の上	秋田県山本郡八峰町八森字釜の上及び岩館塚の台（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	
古城山	秋田県仙北市角館町古城山、表町上丁及び川原町（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	
細越町	秋田県仙北市角館町細越町及び五本松（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	
山根	秋田県仙北市角館町山根町、細越町及び五本松（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	
山根1号	秋田県仙北市角館町山根町、裏町、東勝楽丁、横町、上新町、花場下、水ノ目沢、五本松及び外ノ山国有林（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	
水の目沢1号	秋田県仙北市角館町水ノ目沢及び外ノ山（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	
水の目沢	秋田県仙北市角館町水ノ目沢、花場下及び上新町（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	
水の目沢2号	秋田県仙北市角館町水ノ目沢、中菅沢及び田町上丁（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	
田町	秋田県仙北市角館町田町上丁、田町下丁及び中菅沢（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	
田町下丁	秋田県仙北市角館町田町下丁、中菅沢、下岩瀬町及び勝楽（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	
中菅沢	秋田県仙北市角館町中菅沢及び勝楽（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	
花場	秋田県仙北市角館町花場、上新町及び竹原町（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	
水の目沢3号	秋田県仙北市角館町中菅沢及び水ノ目沢（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	
中菅沢1号	秋田県仙北市角館町中菅沢（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	
細越	秋田県仙北市角館町細越町及び古城山（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	
岩瀬1号	秋田県仙北市角館町岩瀬（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	
岩瀬	秋田県仙北市角館町岩瀬（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	
外ノ山	秋田県仙北市角館町外ノ山（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	
岩瀬2号	秋田県仙北市角館町岩瀬（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	
岩瀬3号	秋田県仙北市角館町岩瀬、小館及び西田（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	
金山下	秋田県仙北市角館町金山下（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	
小松	秋田県仙北市田沢湖小松字小松及び城廻（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	
城廻	秋田県仙北市田沢湖小松字城廻及び外ノ山国有林	急傾斜地の崩壊	

	(次の図のとおり)	
外ノ山 1 号	秋田県仙北市角館町外ノ山 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊
堂ノ前	秋田県仙北市田沢湖生保内字堂ノ前 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊
供養仏 1 号	秋田県仙北市田沢湖田沢字供養佛 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊
造道	秋田県仙北市田沢湖生保内字造道 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊
角館沢 1	秋田県仙北市角館町細越町、五本松、裏町及び古城山 (次の図のとおり)	土石流
角館沢 2	秋田県仙北市角館町細越町、表町上丁、表町下丁、山根町、裏町及び五本松 (次の図のとおり)	土石流
角館沢 4	秋田県仙北市角館町山根町、東勝楽丁、花場下及び外ノ山国有林 (次の図のとおり)	土石流
水ノ目沢 2	秋田県仙北市角館町水ノ目沢、上新町、竹原町、花場及び田町上丁 (次の図のとおり)	土石流
水ノ目沢	秋田県仙北市角館町水ノ目沢、上新町、竹原町及び田町上丁 (次の図のとおり)	土石流
雲然沢 1	秋田県仙北市角館町雲然山崎 (次の図のとおり)	土石流
上菅沢	秋田県仙北市角館町上菅沢及び金山下 (次の図のとおり)	土石流
雫田沢 1	秋田県仙北市角館町山谷川崎雫田 (次の図のとおり)	土石流
寺前沢	秋田県仙北市角館町川原羽黒堂、寺前及び北沢赤沢 (次の図のとおり)	土石流
大蛇沢	秋田県仙北市田沢湖小松字城廻及び外ノ山国有林 (次の図のとおり)	土石流
トリキ沢 2	秋田県仙北市田沢湖小松字城廻及び外ノ山国有林 (次の図のとおり)	土石流
愛宕	秋田県横手市根岸町、羽黒町、上内町、睦成字清水沢及び城付 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊
水上沢	秋田県横手市大森町八沢木字大日、葛ヶ沢、高宮、寺沢及び初沢 (次の図のとおり)	土石流

「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を秋田県建設部河川砂防課、関係地域振興局建設部及び関係市町村に備え置いて縦覧に供する。